令和5年12月4日 資料No.3 保健福祉常任委員会

子ども政策課

議案第111号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年港区条例第28号。以下「条例」といいます。)の一部を改正します。

1 改正理由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について、特別利用教育*の基準の規定を整備する改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正します。

※特別利用教育とは、満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子どもが地域に保育園等がなく入園できないため、幼稚園において教育を受けることをいいます。

2 改正内容

特別利用教育の基準について、規定を整備します。

3 施行期日

公布の日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(前略) (特別利用教育の基準) (特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第十九条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どものとして、この章(第六条第一音施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに表明を表記では、「同号に掲げる小学校就学前子どもに表明を表記では、「同号に掲げる小学校就学前子どもに表明を表記では、「同号に掲げる小書では、「同号に掲げる小書を表記では、「同号に掲げる小書を表記では、「同号に掲げる小書を表記では、「同号に掲げる、「同号に表する、「同号に掲げる、「同号に掲げる、「同号に掲げる、「同号に掲げる、「同号に掲げる、「同号に掲述しる、「同号に掲述る、「同号に掲述る、「同号に掲述る、「同号に表する、「同号に掲述る、「同号に表する、「同号に表する、「同号に表する、「同号に表する、「同号に表す	改 正 案
(前略) (特別利用教育の基準) (特別利用教育を提供 (特別利用教育の基準) (特別利用教育を提供 (特別利用教育の基準) (特別利用教育を提供 (特別利用教育の基準) (特別和用用教育の表述) (特別和用用教育の表述) (特別和用用和用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用用	現行

(後略) 条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数! 学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、 この条例は、 育を受ける者を除く。)」とする。 認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教 利用教育を受ける者を含む。)」と、同号口22中「教育・保育給付 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別 により算定した費用の額」と、同条第四項第三号口(1)中「教育・保 あるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準 と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」と 付 則 公布の日から施行する。 同 とする。 を含む。)」と、同号ロ②中「教育・保育給付認定子ども」とある のは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」 とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者